北上市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

北上市生活困窮者自立支援法施行細則(平成27年北上市規則第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(支給期間の延長)	(支給期間の延長)
第5条 [略]	第5条 [略]
(支給停止)_	
第6条 受給者は、省令第18条に規定する職業訓練受講給付金	
を受給することとなったときは、住居確保給付金支給停止届	
(様式第10号)を市長に提出しなければならない。	
2 市長は、前項の規定による届出があったときは、給付金の	
支給停止を決定し、住居確保給付金支給停止通知書(様式第	
11号)により当該受給者に通知するものとする。	
(支給の再開)	
第7条 前条の規定により給付金の支給停止を決定した給付金	
の支給の再開を希望する者は、住居確保給付金支給再開届	
(様式第12号)を市長に提出しなければならない。	
2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容	
を審査し、給付金の支給再開を決定したときは、住居確保給	
付金支給再開通知書 (様式第13号) により、当該給付金の支	
給の再開を希望する者に通知するものとする。	
(補則)	(補則)
<u>第8条</u> [略]	<u>第6条</u> [略]
様式第8号(第5条関係)	様式第8号(第5条関係)

[]	各]		[略						
電話番号 性別			電話番号						
	[略]			[略]					
申	[略]		申	[略]]				
立	続柄 本人	合計	立	続柄 本人			合計		
事項	性別			和几种 本人					
	生年月日		事	生年月日					
	[略]		項	[略]					
	[略]			[略]					
[略]			[略]						
[略]				[略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。									

様式第10号から様式第13号までを削る。

附則

この規則は、公布の日から施行し、第6条及び第7条を削る改正規定は令和5年4月1日から適用する。